

## 高松市自殺対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の自殺対策事業を総合的に推進するため、高松市自殺対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺の実態把握に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体等が行う自殺対策についての情報交換と相互の連携協力に関すること。
- (3) 法第13条第2項の規定に基づき策定する高松市自殺対策推進計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員のうち、関係団体及び関係行政機関、市職員から選任された委員については、会長及び副会長を除いて、同一の関係団体及び関係行政機関等に所属する者を代理出席者として委任することができる。
- 4 委員は、あらかじめ書面をもって、会長に代理出席者を届出る。
- 5 前2項の規定により、代理出席者を届出た委員は、第2項及び第3項の適用については、会議に出席したものとみなす。
- 6 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局保健所健康づくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この要綱による最初の推進会議の会議及び委員の任期満了後における最初の推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則

この要綱は、令和1年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。